

の確保を担保する意味において、一括管理を希望いたします。

清掃・警備・設備管理等のような業務でも業者による品質の差は大きく、「競争参加者の提示する技術力等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度差異が生ずることが期待できる業務」(ガイドライン)に該当すると考えられますので、市場化テスト対象案件については総合評価落札方式の入札を実施していただきます。

2 その他の制度改正

(1) 短時間労働者の社会保険適用の拡大について

短時間労働者に対する社会保険の適用については、昨年10月から501人以上の企業で、本年4月1日からは500人以下の企業でも労使が合意すれば勤務時間週20時間以上、月収8・8万円以上、雇用期間1年以上を対象に拡大されることとなりました。

人手不足と人件費高騰が続く中で、中小企業を中心としたビルメンテナンス企業の経営を直撃し、結果的に週20時間以下勤務の短時間労働者の増加、雇用の縮小にも繋がりがかねません。社会保険適用拡大の際は、補助制度の導入など、実効性のある支援策を実施されたい。

(2) 最低賃金の引き上げへの対応について

東京地方最低賃金審議会は、平成29年8月7日に今年度の東京都最低賃金を26円(2・79%)引き上げ、958円にする答申を行いました。最低賃金の発効時期は、毎年10月から11月であるため、引き上げ前の金額で人件費を積算し落札していた場合には、年度途中の改定により著しく経営を圧迫することとなります。

昨年は9月末に各都道府県及び都道府県に対し、厚生労働省労働基準局長からは、年度途中の最低賃金額の改定に伴い、最低賃金違反が発生しないよう、発注時の特段の配慮を求める依頼が、賃金課長からは「ビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用ガイドライン」に係る地域別最低賃金額の改定に向けた対応について「の通知が出されております。

ガイドラインにおいては「予定価格の適正な設定」が示されており、各行政機関地方公共団体において、契約当初に最低賃金引き上げを見越した予定価格の設定が徹底されるよう、これまで以上に指導を強めていただきたい。

(3) 障がい者雇用への支援策について

平成25年4月から障害者雇用率が2・0に引き上げられ、対象企業は従業員56人以上から

50人以上に引き下げられました。更に平成30年4月より障害者雇用率が2・0%から2・2%に引き上げ32年度末までに2・3%に引き上げる事が決まりました。また対象企業30年度には従業員50人以上から45・5人以上に、32年度には43・5人以上に見直すことになりました。業界として障害者雇用率の確保に努めるのは当然ですが、障がい者の雇用環境整備に対する支援策を一層拡充していただきたい。

またビルオーナーに対しては、障がい者を活用してビル清掃を行う業者に委託した場合には、国が特別に認証あるいは表彰するなど、ビルオーナーの理解を促進し、ビルメンテナンス会社における障がい者雇用を後押しする制度の創設を検討いただきたい。

平成24年に、プール監視業務が警備業法上の監視業務と位置付けられて5年が経過しましたが、未だに自治体等の発注者側に警備員教育に要する経費についての理解が十分とは言えません。

安全で安定したプール監視業務を行うため、警察庁及び関係省庁が、各自自治体等の発注者側に、プール監視業務の位置づけや必要な予算確保について周知徹底を図っていただくとともに、適切な業者指導を進めていただきたい。

東京労働局が「死亡災害撲滅」に向けた緊急要請

10月13日付で「職場における死亡災害撲滅に向けた緊急要請」という文書が東京労働局から(公社)東京ビルメンテナンス協会に届いた。文書の概要は以下のとおり。

東京労働局における平成28年の労働災害による休業4日以上の死傷者数は平成27年より増加し、平成29年も増加傾向にある。また、死亡者数については、平成28年は平成27年より減少したものの平成29年は7月以降急増。ビルメンテナンス業の死亡災害は前年同期比で増加していることから、今回の緊急要請となったものである。

東京都内の平成29年の労働災害は、9月末で死亡災害33人、前年比で3人(8・3%)減となっているものの、休業4日以上の死傷災害は8月末で5168人、前年比で246人(5%)増となっている。ビルメンテナンス業における平成29年10月10日現在の死亡者数は3人と、前年同期比で2名増加。死亡災害の発生状況は、ロープ高所作業の準備作業中によるもの1人、墜落防止対策未実施によるもの1人、脚立作業中によるもの1人、いずれも墜落により死亡した。これらの死亡災害は、基本的な安全管理の取り組みが徹底されていないことにより発生しており、

東京労働局では人手不足が顕在化し安全管理体制が脆弱な状況となっている状況を懸念している。

東京労働局では「第12次東京労働局労働災害防止計画」を策定し、官民一体となった取り組みを推進しているが、計画の目標である「死亡災害について過去最少の53人を下回る、休業4日以上の死傷災害について8000人を下回る」の達成が非常に困難な状況となっていることから、関係者が一体となって以下の項目を徹底し、労働災害防止に努めるよう呼び掛けている。

- 1 安全作業マニュアルの遵守状況を確認するなど、職場内の安全衛生活動の総点検を実施すること
 - 2 安全管理者、安全衛生推進者、安全推進者等を選任し、その職務を確実に遂行させるなど、事業場の安全管理体制を充実すること
 - 3 ロープ高所作業による墜落防止のための特別教育の実施を確実にすること
 - 4 雇入れ時教育等を徹底するなど、効果的な安全衛生教育を実施すること
- 労働災害撲滅のため各職場で周知徹底されたい。

ビルメンテナンス業と東京協会の認知度・イメージ調査結果 第3回

各種用語を「知らない」が約7割

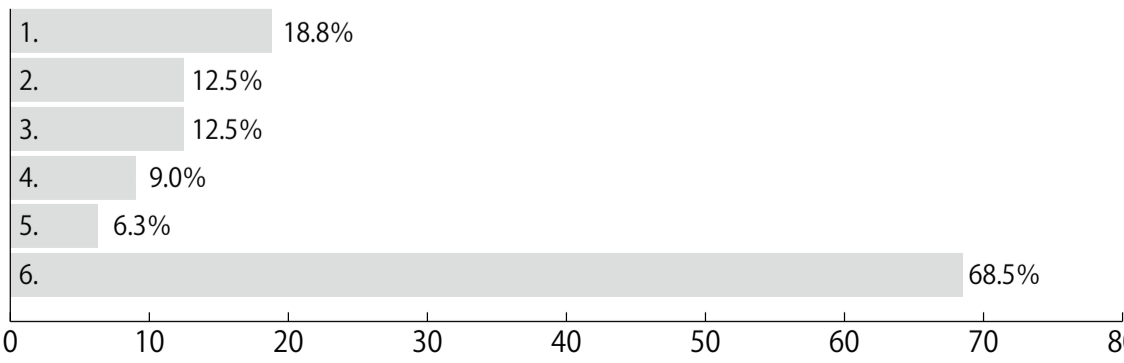
(公社)東京ビルメンテナンス協会が、男女600名を対象に実施した「一般の方が、ビルメンテナンス業と東京協会に持っているイメージ調査」の中の「各種用語認知度調査」では、「どれも知らない、聞いたことがない」という回答者が68・5%に上った。このことから、ビルメン業に関する国家資格や法律などの各種用語が一般社会にはあまり浸透していないことが分かった。

内訳では、清掃業に関する用語である「ビルクリーニング技能士」と「クリーンクルー」の認知度が違った。「クリーンクルー」は75人に認知されているのに対し、「ビルクリーニング技能士」を知っていたのは38人。その38人の中で、「クリーンクルー」を知っていたのは20人。同じ清掃業に関する用語でも、認知度にばらつきがあることも分かった。なお、5つの用語をすべて知っている回答者は15人いた。

東京協会では調査結果を踏まえ、ビルメン業を一般社会に認知・普及させるとともに、建物・施設のエンドユーザーに対しては、利便性や快適性を維持しているインフラとしてのビルメン業の存在を認知させるための活動が必要としている。

聞いたことがある、知っている各種用語

各種用語	%	人数
1. ビル管理士(正式名称: 建物の衛生的環境に関する管理士)という国家資格	18.8	113人
2. クリーンクルーという言葉	12.5	75人
3. ビル管法(正式名称: 建物の衛生的環境の確保に関する法律)という法律	12.5	75人
4. 建物の業務執務スペースには各種環境基準が存在すること	9.0	54人
5. ビルクリーニング技能士という国家資格	6.3	38人
6. どれも知らない、聞いたことがない	68.5	411人



東京協会の新刊活用を!

【価格】
2,160円 (税込、一般価格)
1,080円 (税込、会員価格)

・A4判
・96ページ

「設備管理責任者のための品質管理」

顧客満足の向上を図るため、顧客の要求を明確にして、不適合を是正、業務を継続的に改善するための品質マネジメントシステムを根幹に据え、「品質を維持・向上する」「責任者が現場で品質を確保するために」「関連参考資料」の3章で構成。

「PLAN:プラン」「DO:ドゥ」「CHECK:チェック」「ACTION:アクション」の手法を、図表を交えて分かりやすく解説している。